

介護保険サービス利用対象者向け 生活支援サービスのご紹介

(案)



(1) お弁当の配達

対象者：日常的に食材の調達や調理が困難な状況にある要支援認定者及び事業対象者の方で一人暮らし、または高齢者のみの世帯の方。

名称	内容
ほっとあんしん 宅配サービス	町が指定する宅配業者からの宅配弁当の利用料について1食あたり140円を補助



※利用を希望される方は地域包括支援センター（☎28-0932）にご連絡ください

※要介護認定の方は役場 高齢者・介護係（☎28-0100）にご連絡ください

(2) 洗濯、掃除

	内容	対象者	利用料
寝具洗濯 乾燥委託 の助成	敷布団毛布などの洗濯・乾燥・消毒の費用の助成	要介護・要支援認定者	委託費用の1割負担 (助成限度額 7,000円) 年2回まで

※利用を希望される方は役場 高齢者・介護（☎28-0100）係にご連絡ください

	内容	対象者	利用料
大掃除 サービス	居間、台所、浴槽、洗面所、トイレなどの大掃除費用の助成	社会福祉協議会の会員のうち要介護認定者で自力で掃除が困難な方	1,800円 (限度額 16,200円) 年1回まで

※利用を希望される方は社会福祉協議会（☎29-0002）にご連絡ください

(3) 生活支援全般

総合事業 訪問型サービス（ヘルパー）

対象者：要支援1・2の方、基本チェックリストに該当した方




	内容	利用者負担	負担額の目安 (1割負担の場合)
訪問介護 サービス	ホームヘルパー等が家庭を訪問し掃除、洗濯、調理、買い物等の生活支援など	原則1割負担 (一定以上の所得がある方は2割)	週1回程度 約1,295円/月
かっぽうぎ サービス	シルバー人材センターの会員が買い物等の日常生活支援	1回あたり100円又は200円 (1週間あたり1回まで)	

※利用を希望される方は地域包括支援センター（☎28-0932）にご連絡ください

(4) 外出

	内容	対象者
タクシー利用の助成	初乗り運賃と迎車料金を助成するタクシー利用券を月あたり2枚交付（1回の乗車につき1枚使用）	要介護・要支援認定者
移送サービスの助成	リフト付き車両やストレッチャー装着ワゴン車などの利用料金を助成（助成限度額）14,400円（利用回数）年1回	要介護・要支援認定者

利用を希望される方は役場 高齢者・介護係（☎28-0100）にご連絡ください

	内容	対象者
福祉車両貸出サービス（無料）	車いすを利用されている方の移動手段のため、車いす対応の車両を無料で貸し出します。原則3日間で、運転手の確保ができることが条件です。	社会福祉協議会 会員世帯
通院送迎サービス（無料）	社会福祉協議会から半径1.5km以上、5km未満の医療機関への送迎を行います。年12回まで。 	社会福祉協議会賛助会員（2口以上）のうち、要介護・要支援認定がある方。

※利用を希望される方は社会福祉協議会（☎29-0002）にご連絡ください

(5) 安心

	内容	対象者	利用料
緊急通報福祉電話の貸与	対象者の自宅で使用する緊急通報用の福祉電話器や火災報知機を貸与	1人暮らしの要介護・要支援認定者	無料 （基本料金、通話料金は自己負担）
日常生活用具貸与	自宅で使用するガス漏れ警報器や電磁調理器を貸与	住民税非課税世帯の1人暮らしの要介護・要支援認定者	無料
GPS貸出	徘徊行動のみられる方の早期保護と安全確保のため位置情報検索システム（GPS）を貸与	徘徊行動がみられる要介護・要支援認定者	1月あたり500円

利用を希望される方は役場 高齢者・介護係（☎28-0100）にご連絡ください